

枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会の協議事項（協議会規約第3条関係）

1 組合規約の変更等に関すること

以下の枚方京田辺環境施設組合規約記載項目のうち、共同処理事務の変更（施設の管理運営事務の追加）に向け、必要な変更に係る協議を行う。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合を組織する地方公共団体
- (3) 組合の共同処理する事務
- (4) 組合の事務所の位置
- (5) 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (6) 組合の執行機関の組織及び選任の方法
- (7) 組合の経費の支弁の方法

2 その他可燃ごみの広域処理に係る必要な事項に関すること

東部清掃工場焼却施設の管理運営に係る事項等

可燃ごみ広域処理 全体スケジュール(案)

R5.12

項目\年度	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(枚方市・京田辺市) 枚方・京田辺 可燃ごみ広域処理 推進協議会		両市協議・確認		
(手続・協議)		関係機関 協議	両市議会 議決	
組合規約の変更 (総務省・大阪府・京都府)			総務省手続	3/31 施行
(枚方京田辺環境施設組合)				
可燃ごみ広域処理施設 整備・運営事業		可燃ごみ広域処理施設 整備		3/31 稼働
				可燃ごみ広域処理施設 管理運営
				事業承継
(枚方市) 東部清掃工場 焼却施設		東部清掃工場焼却施設 管理運営		東部清掃工場焼却施設 管理運営

※ 可燃ごみ広域処理 全体スケジュールは予定であり、今後の事務の進捗状況によって前後することがある。